

羽村市こども計画について（答申）
（案）

令和〇年〇月〇日

羽村市子ども・子育て会議

羽村市子ども計画について（答申）

令和6年5月27日付、羽子子発第2627号をもって貴職から諮問された標記の件について、慎重に審議を行った結果、諮問事項について結論を得たので、ここに答申する。

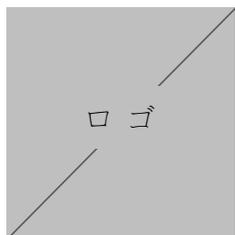
令和〇年〇月〇日

羽村市長 橋本 弘山 様

羽村市子ども・子育て会議

会 長	近 藤	弘
副会長	市 野	繁 子
委 員	阿 部	光 子
	池 田	文 子
	市 川	晃 司
	勝 山	智 現 子
	下 田	明 子
	滝 島	由 美
	鈴 木	香 奈 子
	成 田	炳 博 子
	半 澤	文 子
	松 尾	紀 子
	村 井	未 帆
	宮 川	夏 実
	渡 邊	智 美

（五十音順）



羽村市こども計画

ともにはぐくみ ともにそだつ こどもまんなかはむら

"Growing Together"

令和7(2025)年度 ▶ 令和11(2029)年度



「子供」の表記について

国では、「こども基本法」の基本理念を踏まえ、平仮名表記の「こども」の使用を推奨しておりますが、羽村市こども計画においては、「子供」と表記することとしています。

しかし「計画の名称」や「こども大綱」「こども基本法」などの固有の名称や引用などについては、「こども」や「子ども」を使用することとします。

01 本編

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	4
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 計画の対象	6

第2章 羽村市の子供と子育てを取り巻く状況

1 子供・子育てに関する動向	8
2 羽村市の現況と将来人口	18
3 市民意見聴取結果の概要	24

第3章 計画の目指すもの

1 めざす社会	38
2 基本目標	43
3 計画の体系	44

第4章 施策の具体的な展開

1 基本目標Ⅰ	51
2 基本目標Ⅱ	65
3 基本目標Ⅲ	75
4 基本目標Ⅳ	87
5 基本目標Ⅴ	91
6 計画の指標	105
7 量の見込みと確保方策	106

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制について	116
2 計画の推進について	117

contents

目次

 マークがついている
言葉は解説があります。
***ページをご確認ください。

HAMURA Plans for Children

本 編



第一章

計画の策定にあたって



1 | 計画策定の背景と趣旨

国では、急速な少子化の進行と人口減少、児童虐待の相談[○]や不登校の件数[○]が過去最多になるなど、子供を取り巻く環境は深刻な状況にあります。

そのような状況の中、幼児期までの子供の健やかな成長のための環境づくりや、家庭における子育て支援等に関する基本的な政策の企画立案・推進を担う、「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の新たな司令塔として、令和5年4月にこども家庭庁が設置されました。

同年同月には「こども施策[○]」を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律として、「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」第10条では、市町村こども計画について、市町村は、「こども大綱」(都道府県こども計画が定められているときは、「こども大綱」及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村における「こども施策」についての計画を定めるよう努めるものとされています。

令和5年12月には、「こども基本法」第9条に基づき、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神[○]にのっとり、次代を担う全ての子供が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、子供の心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会(こどもまんなか社会)の実現を目指して、「こども施策」を総合的に推進するため、「こども大綱」が閣議決定されました。

市では、平成27年3月に「羽村市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期羽村市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会情勢の変化を踏まえた、子供・子育て施策の推進に取り組んできました。

今後は、「こども基本法」や「子ども・子育て支援法」に基づき、子供・子育て施策を一体的に推進することが求められています。

このような背景を踏まえて、羽村市こども計画を策定します。

2 | 計画の位置づけ

本計画は、「こども大綱」、「東京都子供・子育て支援総合計画」及び「東京都子供・若者計画」を勘案して策定しています。また、市の総合的なまちづくりの指針である「羽村市長期総合計画」との整合を図るとともに、「羽村市地域福祉計画」、「羽村市生涯学習基本計画」などの子供・子育てに関する各種分野別計画、個別計画とも整合を図っています。

また、本計画は、「子ども・子育て支援事業計画」と同様に、次世代育成支援対策推進法の規定に基づく羽村市次世代育成支援行動計画の後継計画とし、既存の各法令に基づく計画と一体的に策定し、羽村市の「こども施策」全体を包含した計画として策定しています。

一体のものとして策定した各計画

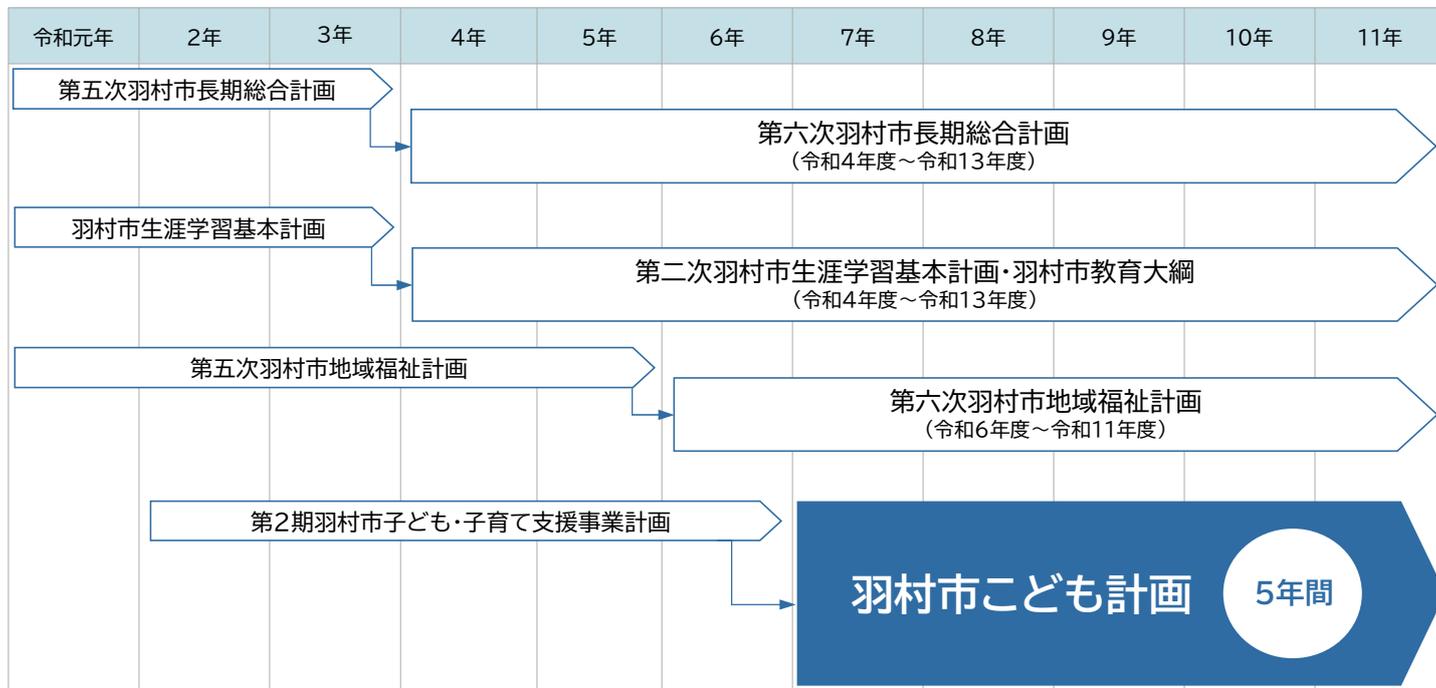
- 1 子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 2 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」
- 3 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」

計画の位置づけのイメージ



3 | 計画の期間

羽村市子ども計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間です。



4 | 計画の対象

本計画の対象は、「子ども基本法」と同様に、「子供(心身の発達の過程にある者)」を対象とします。また、子育て世帯も対象とします。施策内容は、対象者に応じて柔軟に対応していきます。

【参考】各法令等における子供・若者の区分

条約等の名称	呼称	区分
子ども基本法	子ども	心身の発達の過程にある者
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者
東京都子ども基本条例	子ども	18歳に満たない者
民法	未成年者	18歳未満の者
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
子ども・子育て支援法	子ども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者



第二章

羽村市の子供と子育てを取り巻く環境



1 | 子供・子育てに関する動向

■ 国の動向

子ども・子育て支援新制度

「子ども・子育て支援新制度」は、平成24年8月に成立した、いわゆる「子ども・子育て関連3法⁰」に基づく制度です。社会全体で幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の「量」と「質」の両面から子育てを支えることを目的として、平成27年4月に施行されています。

「子ども・子育て支援新制度」は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくために作られた制度で、必要とするすべての家庭が利用でき、子供たちがより豊かに育っていける支援を目指し、様々な取組が進められています。

こども家庭庁の創設

「こども家庭庁」は、子供の最善の利益を第一に考え、子供に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、子供の視点で、子供を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子供の権利を保障し、子供を誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として創設されました。

こども基本法

「こども基本法」は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子供が、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、「こども政策」を総合的に推進することが目的とされています。同法では、「こども施策」の基本理念のほか、「こども大綱」の策定や子供等の意見の反映などが定められています。

「こども基本法」における「こども施策」の基本理念(第3条)

- 1 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- 3 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- 4 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること
- 5 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること

👉 「こども基本法」における責務・努力等(第4条～7条)

「こども基本法」第4条～7条では、国や地方公共団体等に対する責務や努力等が明記されています。

対 象	内 容
国の責務	国は、基本理念にのっとり、「こども施策」を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
地方公共団体の責務	地方公共団体は、基本理念にのっとり、「こども施策」に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における「こども」の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
事業主の努力	事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。
国民の努力	国民は、基本理念にのっとり、「こども施策」について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施する「こども施策」に協力するよう努めるものとする。

👉 「こども施策」に対する「こども等の意見の反映」(第11条)

「こども基本法」第11条では、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」とされています。

また、「こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずること」が定められています。

こども大綱

「こども大綱」は、「こども基本法」に基づいて、国が定める大綱であり、幅広い「こども施策」に関する基本的な方針を定めることが目的とされています。この大綱を基に少子化や育児の問題、子供・若者の育成支援、子供の貧困対策といった課題を一つに束ね、子供や若者、子育て当事者を真ん中に据えた取組が推進されます。

「こども大綱」がめざす「こどもまんなか社会」

「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととされています。

「こどもまんなか社会」とは

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

（こども大綱・こども家庭庁）

🍁 「こどもまんなか社会」が目指す具体的な社会

「こどもまんなか社会」が目指す具体的な社会では、すべての子供・若者と20代・30代に分けて、以下のとおり具体的な社会が例示されています。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- 心身ともに健やかに成長できる
- 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる(自己肯定感を持つ)ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- 様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる
- 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる
- 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

社会です。

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる
- 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる
- それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもの生活を始めることができる
- 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる

社会であるとされています。

👉 「こどもまんなか社会」を実現するための基本的な方針

「こどもまんなか社会」を実現するための基本的な方針では、以下の6点が掲げられています。

<p>1</p> <p>こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る</p>	<p>2</p> <p>こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく</p>	<p>3</p> <p>こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する</p>
<p>4</p> <p>良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする</p>	<p>5</p> <p>若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む</p>	<p>6</p> <p>施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する</p>

👉 「こども施策」の重要事項

「こども施策」の重要事項では、「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ[👉]別に提示しています。

ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- こどもの貧困対策
- 障害児支援・医療的ケア児[👉]等への支援
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラー[👉]への支援
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

ライフステージ別の重要事項

(こどもの誕生前から乳幼児期)

- 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

(学童期・思春期)

- 居場所づくり
- 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- いじめ防止
- 不登校のこどもへの支援
- 体罰や不適切な指導の防止

(青年期)

- 高等教育の修学支援、高等教育の充実
- 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

また、「こども大綱」では「子育て当事者」への支援に関する重要事項も示しています。

子育て当事者への支援に関する重要事項

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

「こども施策」を推進するために必要な事項

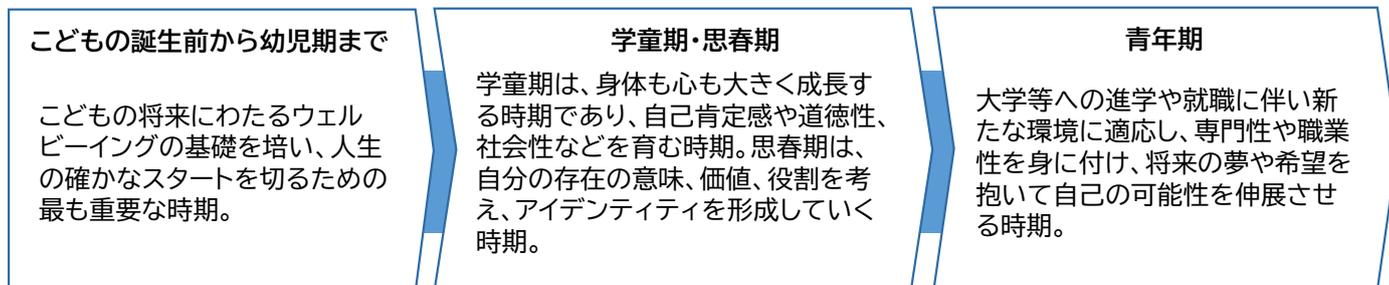
「こども施策」を推進するために必要な事項では、「こども・若者の社会参画・意見反映」が示されています。「こども施策」を策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となる子供等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが地方公共団体に義務づけられています。

子供や若者と対話し、その意見を受け止め、施策に反映させ、どのように施策に反映されたかをフィードバックし、社会全体に広く発信することにより、施策の質を向上させるとともに、子供や若者の更なる意見表明につながるような好循環を創出しなければならないとされています。

「こども施策」の重要事項・必要事項のイメージ

市では、本計画の策定にあたり、「こども大綱」における重要事項を以下のように図式化し、「こどもまんなか社会」の実現に取り組んでいきます。こちらのイメージは、後述する基本目標ごとにどのような重要事項を達成していくのかを分かりやすく示すため、活用しています。

「こども大綱」における「こども施策」の重要事項



こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

こどもの貧困対策

障害児支援・医療的ケア児等への支援

児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保	居場所づくり	心身の健康等の情報提供やこころのケアの充実	高等教育の修学支援、高等教育の充実 就労支援、雇用と経済的基盤の安定
	不登校のこどもへの支援	不適切な指導の防止	結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実	成年を前に必要となる知識の情報提供や教育	いじめ防止	悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

子育て当事者

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要。

子育てや教育に関する経済的負担の軽減

地域子育て支援、家庭教育支援

共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

ひとり親家庭への支援

「こども大綱」における「こども施策」の必要事項

こども・若者の社会参画・意見反映

はじめの100か月の育ちビジョン

『はじめの100か月の育ちビジョン』は、「こども家庭庁」を中心に全ての子供の『はじめの100か月[☆]』の育ちを社会全体で支えていくため、令和5年12月に閣議決定されました。

このビジョンでは、全ての子供の誕生日前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイング(身体的、精神的、社会的に幸せな状態)の向上を図ることが目的とされており、「こどもの権利と尊厳を守る」などの5つのビジョンを定め、全ての人の具体的な行動を促進するための取組を含め、「こども家庭庁」が司令塔となり、具体的な施策を一体的・総合的に推進することとされています。

こどもの居場所づくりに関する指針

「こどもの居場所づくりに関する指針」は、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現するため、令和5年12月に閣議決定されました。指針の中では、「居場所とは、こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。(中略)物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである」とされています。さらに、「その場や対象を居場所と感ずるかどうかは、こども・若者本人が決めること」とされています。

こども未来戦略

「こども未来戦略」は、「若い世代が将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止め」て、令和5年12月に策定されました。

「こども未来戦略」の基本理念として

- ・若者・子育て世代の所得を増やす
- ・社会全体の構造や意識を変える
- ・すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく

ことが掲げられ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子供を持ち、安心して子育てできる社会、子供たちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指していくこととされています。

こどもまんなか実行計画2024

「こどもまんなか実行計画2024」は、「こども大綱」で示された6つの基本的な方針及び重要事項の下に進めていく、幅広い「こども政策」の具体的な取組を一元的に示すアクションプランとして策定されました。子供や若者の健やかな成長のための施策のほか、少子化対策、子供の貧困対策など、幅広い「こども施策」が網羅されています。

「こども大綱」がおおむね5年程度を見据えて策定されているのに対し、「こどもまんなか実行計画」は、当該年度に実施する施策を中心に、毎年6月頃を目途に改定することとされています。

東京都の動向

東京都こども基本条例の制定

「東京都こども基本条例」は、令和3年4月に施行されました。この条例では、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先にするという基本理念のもと、子供の安全安心、遊び場、居場所、学び、意見表明、参加、権利擁護等、多岐にわたる「こども政策」の基本的な視点が一元的に規定されています。

こども未来アクション

東京都の「こども未来アクション2024」は、子供目線で捉え直した政策の現在地と、子供との対話を通じた継続的なバージョンアップの指針として、令和6年2月に策定されました。

「チルドレンファースト」の社会の実現を目指し、都政の政策全般を子供目線で捉え直し、「こども政策」を総合的に推進していくこととされています。

東京都の少子化対策

東京都では、少子化対策の全体像を整理したアクションプランとして「東京都の少子化対策」が令和6年2月にまとめられました。最新データや有識者ヒアリング、都民アンケート等を踏まえ、東京都の少子化の背景や要因を分析し、幅広い政策分野における施策に盛り込まれています。

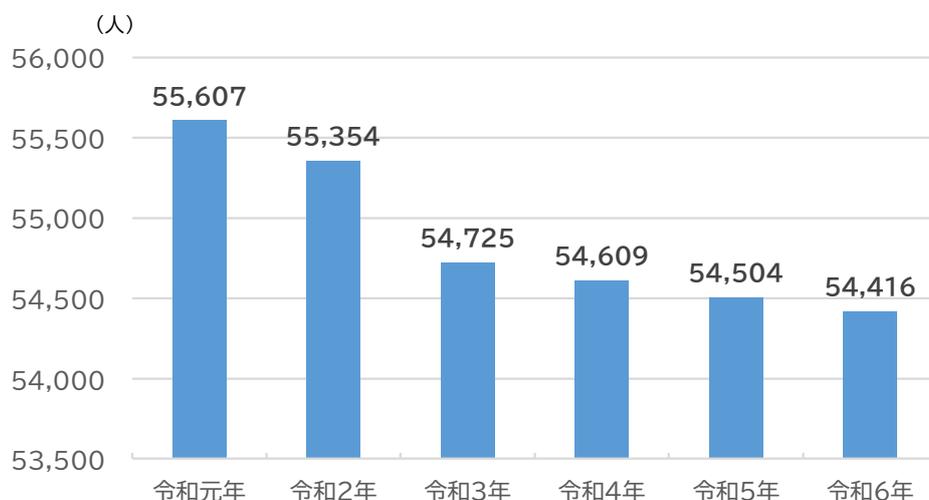
2 | 羽村市の現況と将来人口

羽村市の人口の推移

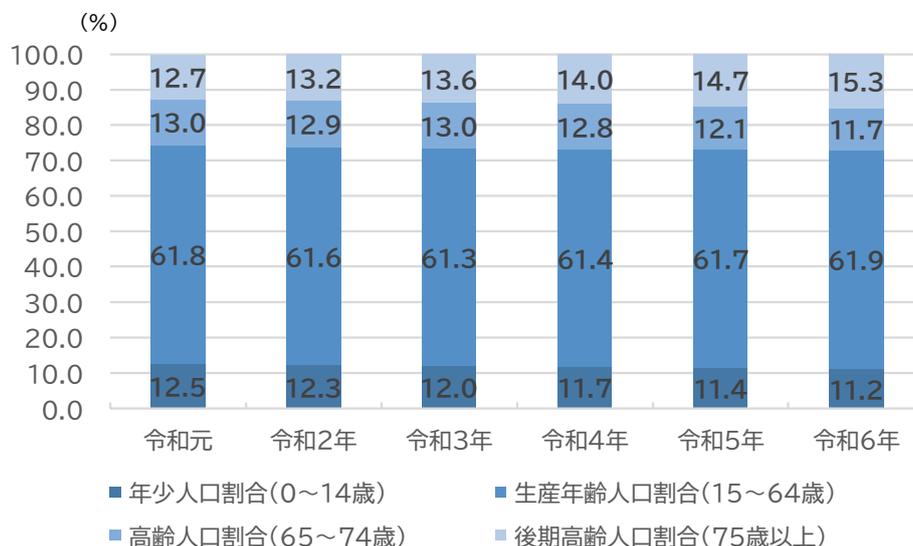
総人口は平成22年の57,702人をピークに減少傾向にあり、令和6年4月1日現在で、54,416人となっています。令和6年の年齢4区分別人口割合は、年少人口(14歳以下)の割合は11.2%、生産年齢人口(15～64歳)の割合は61.9%、高齢人口(65～74歳)の割合は11.7%、後期高齢人口(75歳以上)の割合は15.3%となっています。

 人口の推移

出典:羽村市人口統計表

 年齢4区分別人口割合

出典:羽村市人口統計表



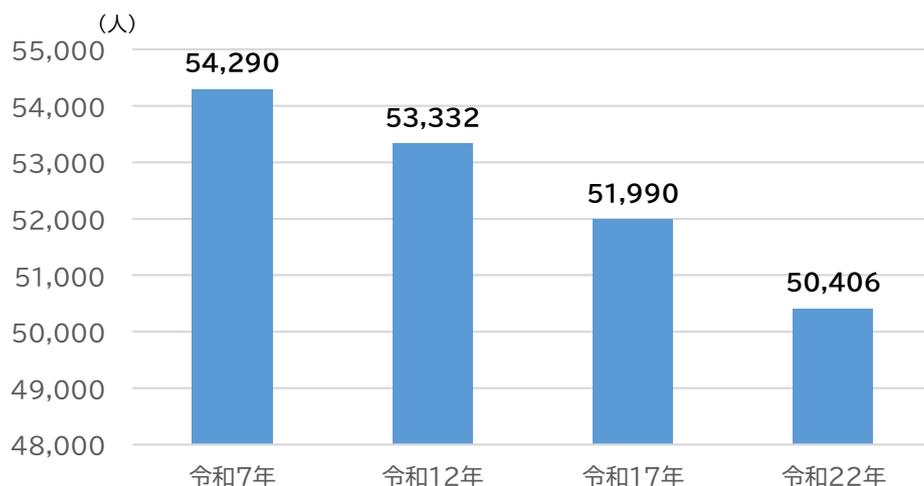
羽村市の人口将来推計

羽村市の総人口の将来推計は、減少する見込みとなっています。各年齢区分別にみると、令和22年までに、年少人口(14歳以下)、生産年齢人口(15～64歳)、後期高齢人口(75歳以上)は減少する見込みであり、高齢人口(65～74歳)は増加することが見込まれています。



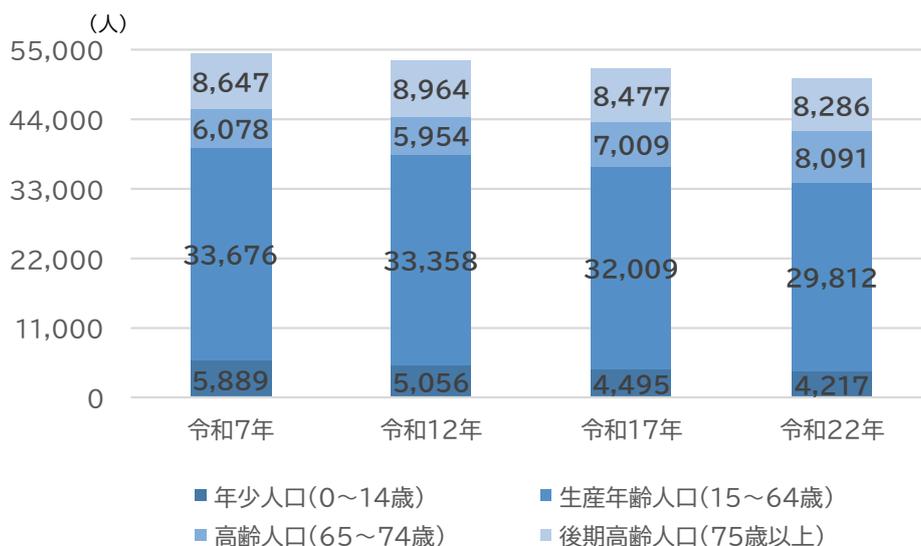
人口の将来推計

出典：羽村市将来人口推計結果報告書



年齢4区分別人口割合の将来推計

出典：羽村市将来人口推計結果報告書



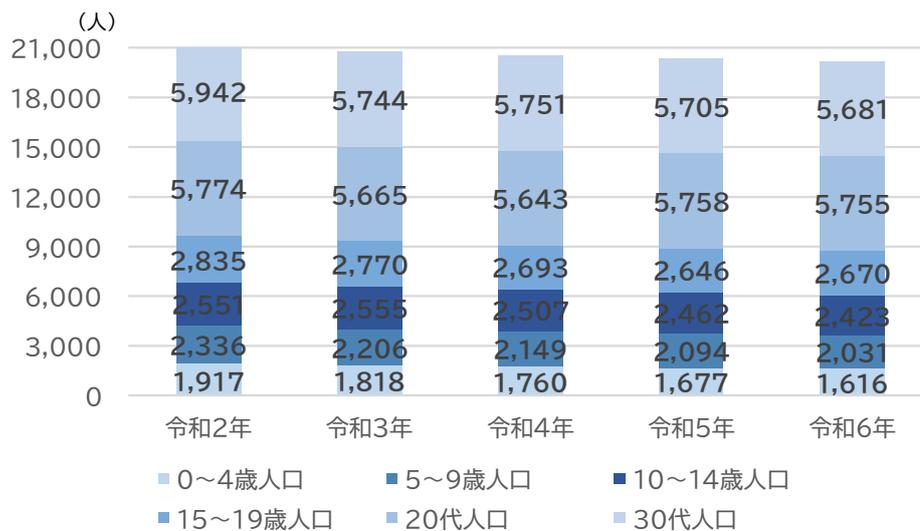
羽村市の子供・若者人口の推移

子供・若者人口の推移をみると、どの年齢層ともおおむね減少傾向にあり、総人口に占める子供の人口割合も年々減少傾向にあります。



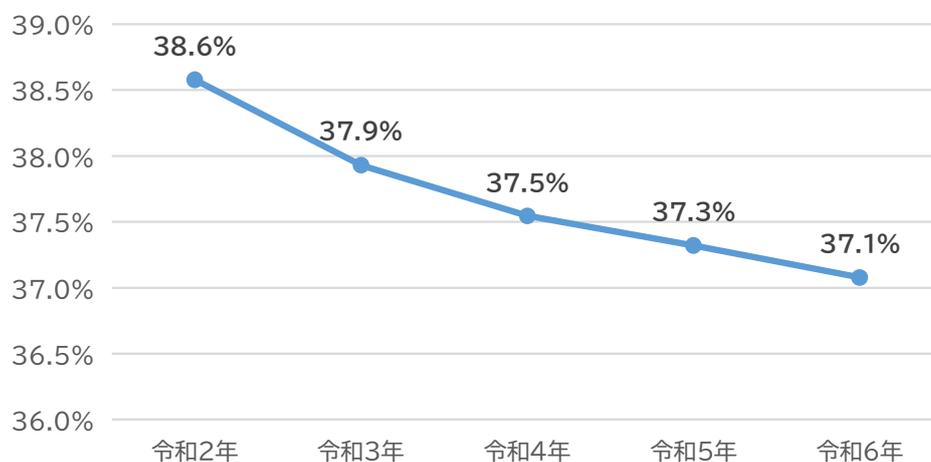
子供・若者人口の推移

出典：羽村市人口統計表



子供・若者人口(0～19歳・20代・30代)の割合の推移

出典：羽村市人口統計表



羽村市の子供・若者人口将来推計

子供・若者人口の将来推計をみると、30代を除いてほぼ減少傾向にあります。なお、ここでの推計にあたっては、今後の人口変動の要因(出生、死亡、転入・転出)に将来値を仮定して算出するコーホート要因法ではなく、過去の人口の増減実績に基づき推計するコーホート変化率法を用いています。

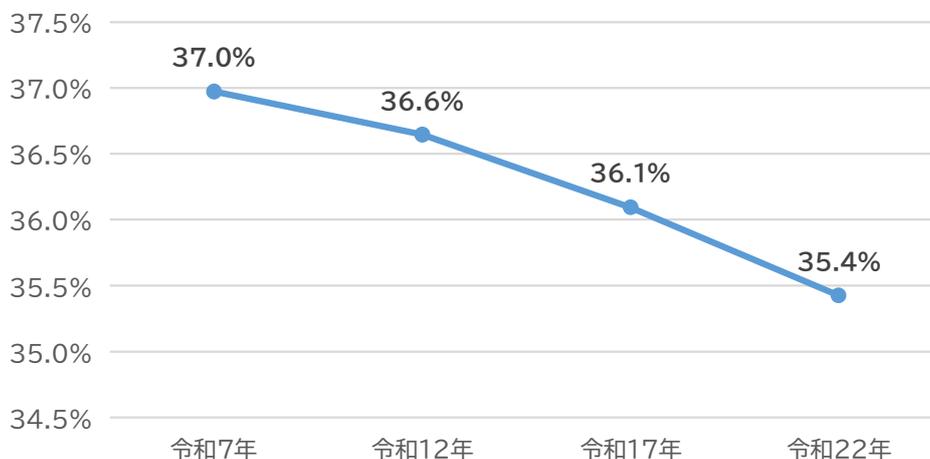
子供・若者人口の将来推計

出典:羽村市将来人口推計結果報告書



子供・若者人口割合(0~19歳・20代・30代)の推計

出典:羽村市将来人口推計結果報告書



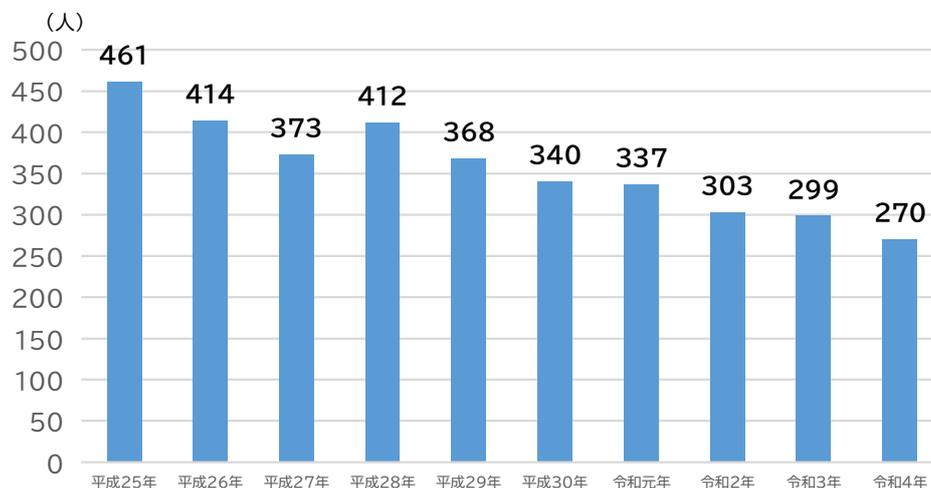
羽村市の出生数の推移

出生数は、令和3年に300人を下回り、令和4年では270人となっています。



出生数の推移

出典：羽村市人口統計表



合計特殊出生率の推移

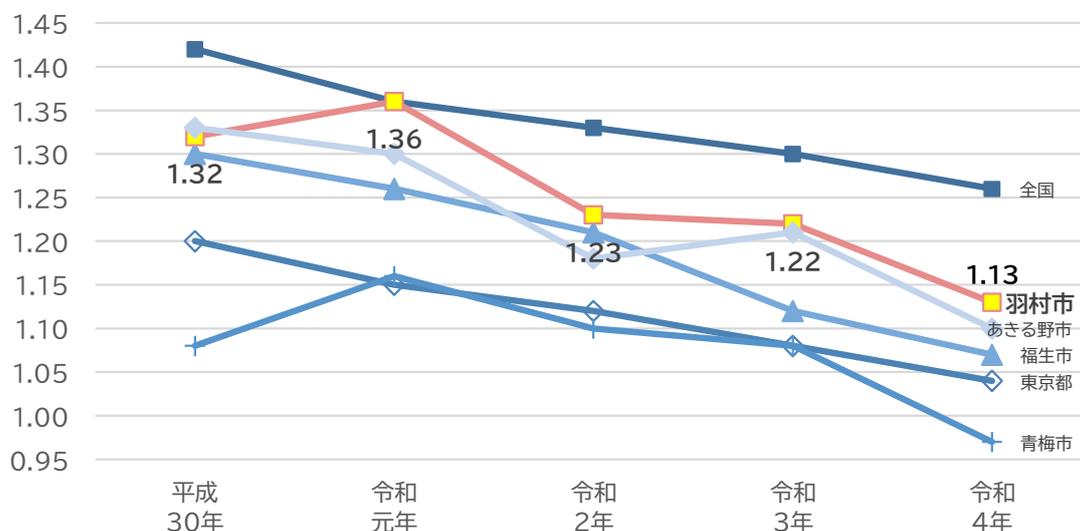
羽村市の合計特殊出生率は、平成27年には1.29まで減少しましたが、令和元年は1.36に上昇し、全国平均に並びました。しかし、その後は減少傾向にあり、全国平均を下回っている状況にあります。

なお、東京都平均よりは高い傾向が続いています。



合計特殊出生率の推移

出典：東京都「福祉保健局人口動態統計」

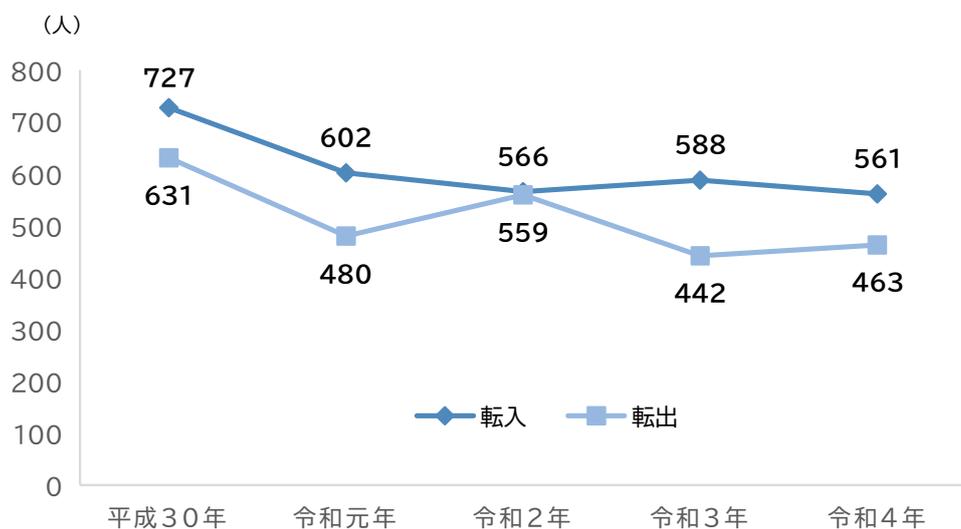


転入・転出の状況(0歳~19歳)

直近5年間の、0~19歳の転入・転出の状況を見ると、転入超過の傾向にあり、令和3年は最大で146人の転入超過となっています。20代、30代では、令和3年以外は転出超過の傾向にあります。令和3年は84人の転入超過となっています。

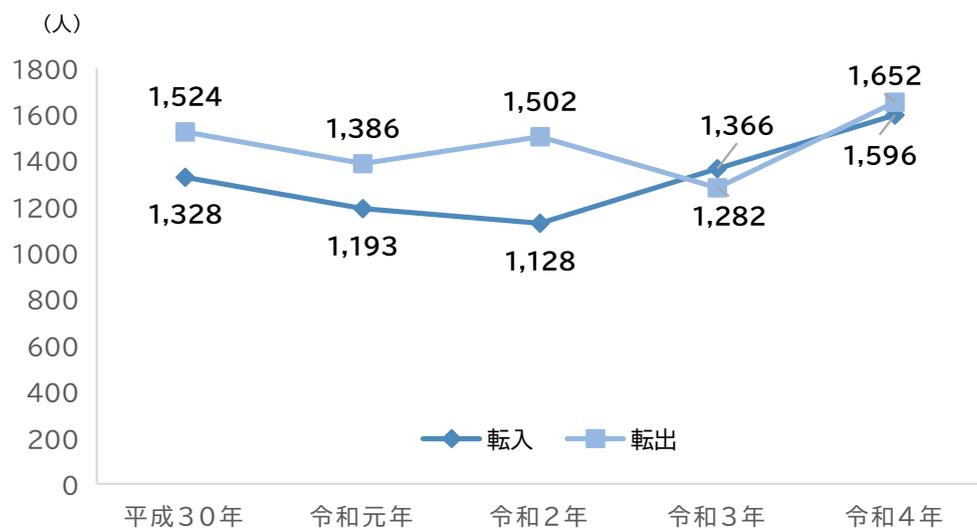
0~19歳の転入・転出の状況

出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告書」



20代・30代の転入・転出の状況

出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告書」



3 | 市民意見聴取結果の概要

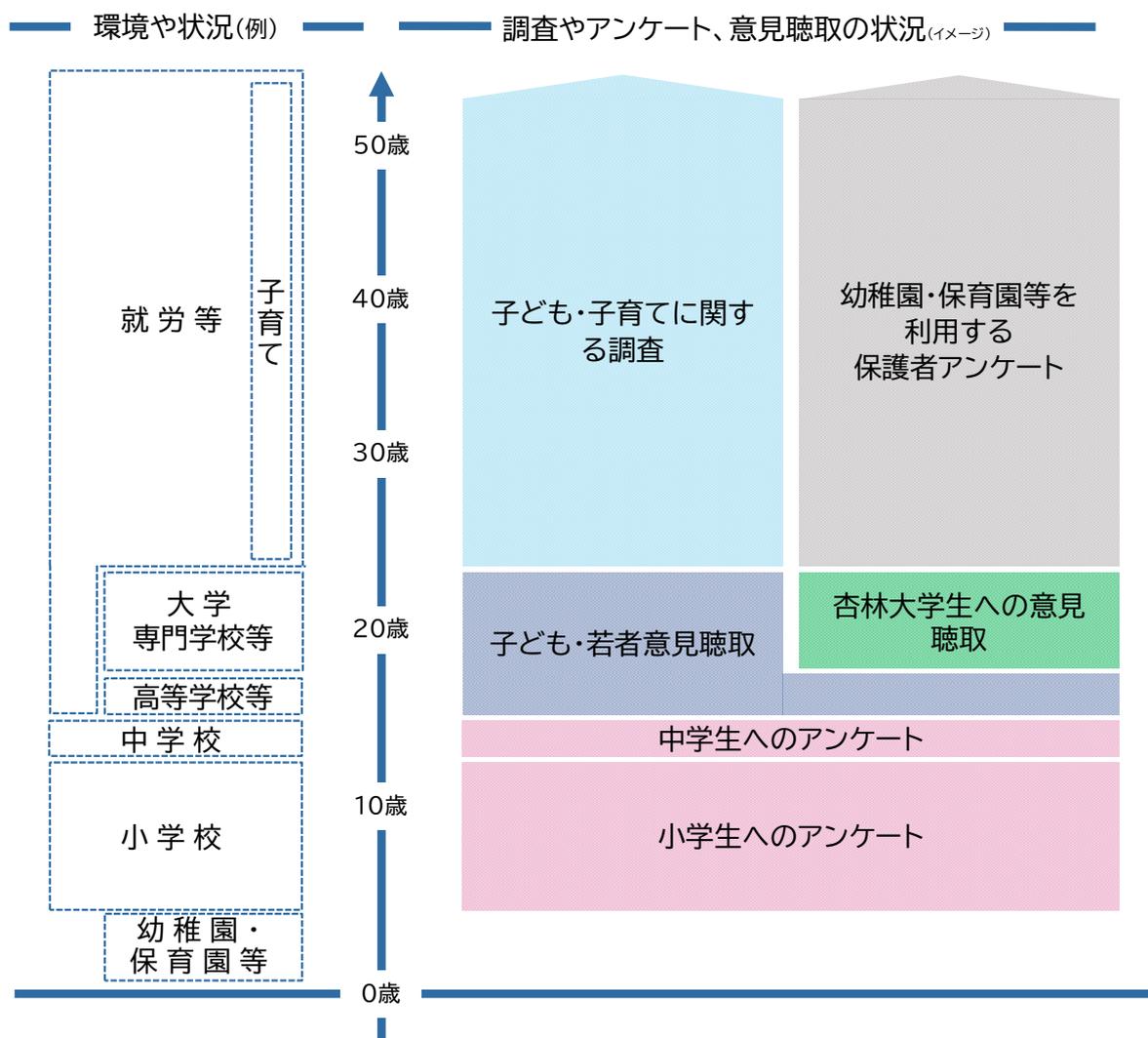
「こども基本法」第11条(こども施策に対するこども等の意見の反映)の規定を踏まえ、本計画の策定にあたっては、小・中学生や高校生・大学生世代、子育て当事者などの幅広い世代を対象にアンケートや意見聴取を行いました。

なお、計画の策定を審議する「羽村市子ども・子育て会議」にもおおむね16歳～23歳の方を新たな委員に選任しました。

意見聴取の一覧

取組	対象
子ども・子育てに関する調査	就学前児童と就学児童(小学生)の保護者
子ども・若者の意見聴取	高校生・大学生世代(おおむね15歳から22歳)で羽村市在住、在学、在勤の方
杏林大学生の意見聴取	杏林大学生
幼稚園・保育園等を利用する保護者アンケート	羽村市内の幼稚園・保育園等を利用する保護者
小学生・中学生へのアンケート	羽村市内の小・中学校に在籍する児童・生徒

調査やアンケート、意見聴取の状況



※対象年齢や環境状況は目安で示しています

子ども・子育てに関する調査

羽村市の子供・子育てを取り巻く状況、子育て家庭の意識や実態、ニーズを把握するため、令和5年11月～12月にかけて就学前児童と就学児童(小学生)の保護者を対象に調査を実施しました。

調査概要

調査方法	郵送配布、郵送回収		
調査期間	令和5年11月15日(水)～令和5年12月8日(金)		
対象者	就学前児童の保護者	就学児童(小学生)の保護者	合計
配布数	1,000	600	1,600
有効回収数	465	314	779
有効回収率	46.5%	52.3%	48.6%

結果の概要

子育てをする上で希望するサポート

就学前児童

- ① 子育て中の保護者が、気軽に相談でき、適切な支援やサービスなどを紹介してもらえること **55.9%**
- ② 親子で一緒に遊んだり、学ぶ機会づくり **41.1%**
- ③ 親子でお昼ごはんやおやつを食べられるような場所づくり **33.5%**

就学児童(小学生)

- ① 子育て中の保護者が、気軽に相談でき、適切な支援やサービスなどを紹介してもらえること **57.3%**
- ② 親子で一緒に遊んだり、学ぶ機会づくり **27.4%**
- ③ メール配信・SNSなどの情報提供の充実 **27.1%**

子育てをする上で希望するサポートは、就学前児童・就学児童(小学生)ともに、「子育て中の保護者が、気軽に相談でき、適切な支援やサービスなどを紹介してもらえること」が最も高く、次に「親子で一緒に遊んだり、学ぶ機会づくり」となっています。

 希望する平日の放課後の過ごし方

就学前児童

..... 小学校低学年時に希望する
平日の放課後の過ごし方

- ① 学童クラブ 73.8%
- ② 自宅 44.0%
- ③ 習い事 39.3%

就学児童（小学生）

..... 低学年の希望する
平日の放課後の過ごし方

- ① 学童クラブ 56.2%
- ② 自宅 47.1%
- ③ 習い事 37.9%

..... 小学校高学年時に希望する
平日の放課後の過ごし方

- ① 自宅 52.4%
- ② 習い事 36.9%
- ③ 学童クラブ 25.0%

..... 高学年の希望する
平日の放課後の過ごし方

- ① 自宅 64.6%
- ② 習い事 51.6%
- ③ 公共施設 42.9%

小学校低学年時に希望する平日の放課後の過ごし方は、就学前児童の保護者・就学児童の保護者ともに、「学童クラブ」が最も高く、次に「自宅」となっています。一方、高学年時の希望は、「自宅」が最も高く、次に「習い事」となっています。

子育ての楽しさ、やりがい

就学前児童	就学児童（小学生）
① 子供の日々の成長ぶりがわかること 92.0%	① 子供の日々の成長ぶりがわかること 91.4%
② 子供を通して家族の意識・絆が深まること 55.9%	② 子供を通して家族の意識・絆が深まること 57.0%
③ 仕事や人間関係で嫌なことがあっても、子供といることで癒されること 49.0%	③ 子供とともに自分が成長できること 54.5%

子育ての楽しさ、やりがいは、就学前児童の保護者・就学児童(小学生)の保護者ともに、「子供の日々の成長ぶりがわかること」が最も高く、次に「子供を通して家族の意識・絆が深まること」となっています。

子育てに関する悩み、気になること

就学前児童	就学児童（小学生）
① 病気や発育・発達に関すること 92.0%	① 子供の教育に関すること 30.3%
② 食事や栄養に関すること 55.9%	② 病気や発育・発達に関すること 29.0%
③ 子供との時間を十分にとれないこと 49.0%	③ 子育てに出費がかさむこと 24.5%

子育てに関する悩み、気になることは、就学前児童の保護者では、「病気や発育・発達に関すること」が最も高く、次に「食事や栄養に関すること」となっています。

就学児童の保護者では、「子供の教育に関すること」が最も高く、次に「病気や発育・発達に関すること」となっており、就学前児童と就学児童で傾向に違いが出ています。

 羽村市における子育て環境の強み、弱み

就学前児童

..... 強み

① 身近に公園や緑があり、自然に触れる場所 78.1%

② 児童館や図書館などの公共施設が充実している 48.4%

③ 希望する幼稚園や保育所等に通うことができる 46.9%

..... 弱み

① 経済的支援が不十分である 37.8%

② 子供と一緒にでかけられる施設が少ない 32.9%

③ 子供が安全に遊べる場所が少ない 9.7%

就学児童（小学生）

..... 強み

① 身近に公園や緑があり、自然に触れる場所 79.6%

② 児童館や図書館などの公共施設が充実している 49.4%

③ 子供が安全に遊べる場所がある 36.3%

..... 弱み

① 経済的支援が不十分である 36.3%

② 子供と一緒にでかけられる施設が少ない 24.2%

③ 教育・保育の質が低い 17.8%

羽村市における子育て環境の強みと弱みについて、就学前児童の保護者、就学児童(小学生)の保護者ともに、強みは「身近に公園や緑があり、自然に触れる場所がある」が最も高く、次に「児童館や図書館などの公共施設が充実している」となっています。

一方、弱みは「経済的支援が不十分である」が最も高く、次に「子供と一緒にでかけられる施設が少ない」となっています。

 市に期待する子育て支援策

就学前児童

- ① 子育てに関する経済的支援
70.3%
- ② 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援
36.6%
- ③ 子供のための居場所づくりの充実
23.9%

就学児童（小学生）

- ① 子育てに関する経済的支援
60.2%
- ② 子供のための居場所づくりの充実
35.0%
- ③ 子供に関する手続きや子供が利用する施設の入退室・出欠席等における電子化の推進
21.3%

市に期待する支援策は、就学前児童の保護者では、「子育てに関する経済的支援」が最も高く、次に「妊娠・出産・子育てのための切れ目ない支援」となっています。

就学児童(小学生)の保護者では、「子育てに関する経済的支援」が最も高く、次に「子供のための居場所づくりの充実」となっています。

 こどもまんなか社会のイメージ

就学前児童

- ① すべての子供が幸せに暮らせる社会
37.8%
- ② 子供や子育て当事者の意見を聞き、それが反映された社会
32.9%
- ③ 子供に関する取組が最優先になる社会
15.1%

就学児童（小学生）

- ① すべての子供が幸せに暮らせる社会
46.8%
- ② 子供や子育て当事者の意見を聞き、それが反映された社会
22.6%
- ③ 子供に関する取組が最優先になる社会
14.0%
- ③ 子供の権利が保障された社会
14.0%

「こどもまんなか社会」のイメージについては、「すべての子供が幸せに暮らせる社会」が最も高く、次に、「子供や子育て当事者の意見を聞き、それが反映された社会」となっています。

■ 子供・若者意見聴取

本計画を策定するにあたり、羽村市の子供・若者の実態やニーズを把握するために、令和5年11月～12月にかけて調査を実施しました。

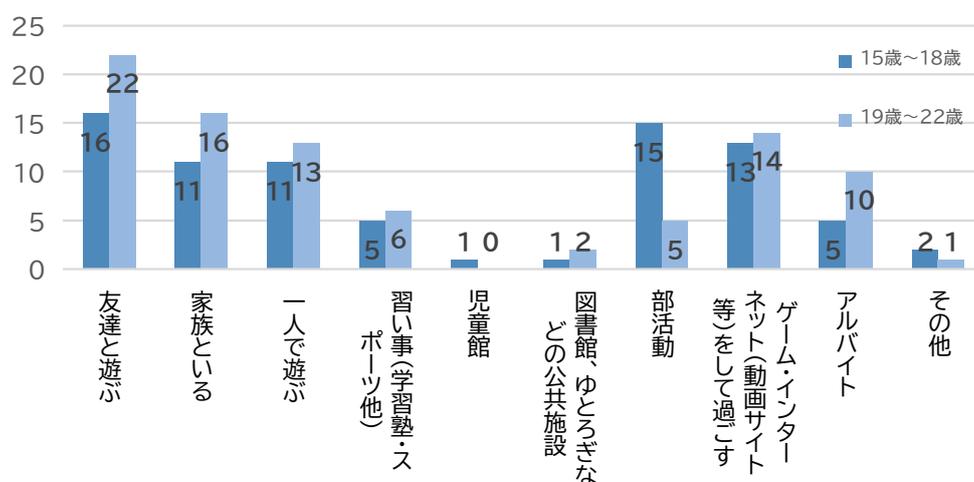
調査概要

調査方法	インターネットフォームを使用したWebアンケート
調査期間	令和5年11月4日(土)～令和5年12月8日(金) 35日間
対象者	高校生・大学生世代(おおむね15歳から22歳)で羽村市在住、在学、在勤の方
有効回収数	74件

結果の概要

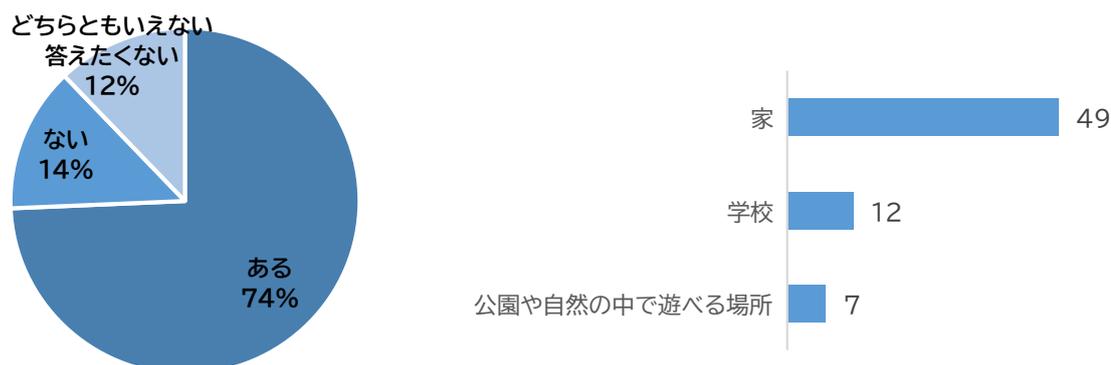
👉 放課後の過ごし方

「友達と遊ぶ」が最も多く、次に「家族といる」、「ゲーム・インターネット(動画サイト等)をして過ごす」が多くなっています。



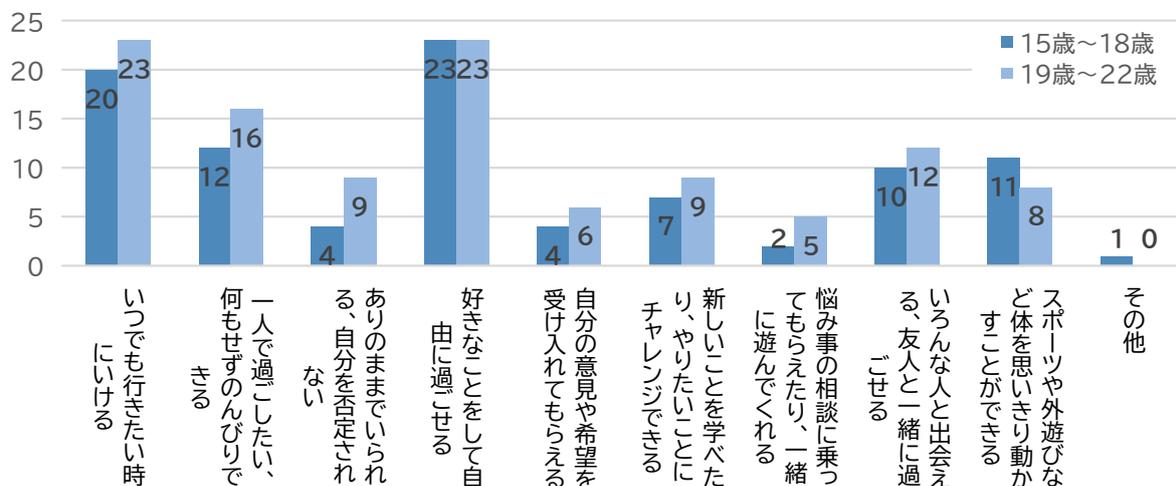
👉 居場所の有無とその主な場所

居場所は「ある」が74%、「ない」が14%であり、その場所は「家」が最も多くなっています。



 放課後、夕方、休日の居場所に求めること

「好きなことをして自由に過ごせる」が最も多く、次に「いつでも行きたい時にいける」が多くなっています。



 意見聴取で寄せられたご意見(抜粋)

“
 ネイティブスピーカーと恒常的に交流する教室を設けてもらったり、横田基地に住む、自分と同世代の子供の外国人と遊ぶ機会などがあればよかった。
 ”

“
 気軽に相談できる場所が欲しかった。
 ”

“
 少子高齢化が進んでいく中、高齢の方を支えられるのは私たちのような若者であり、皆で羽村市を守っていけるように、それを私たちが実現実行しやすくなると良い。
 ”

■ 杏林大学生の意見聴取

本計画を策定するにあたり、大学生世代の居場所・出産等に関する意識やニーズを把握するために、羽村市と包括連携協定[☆]を締結している杏林大学の2つのゼミナールに御協力いただき、令和5年6月～11月にかけて対面による意見聴取とアンケートを実施しました。

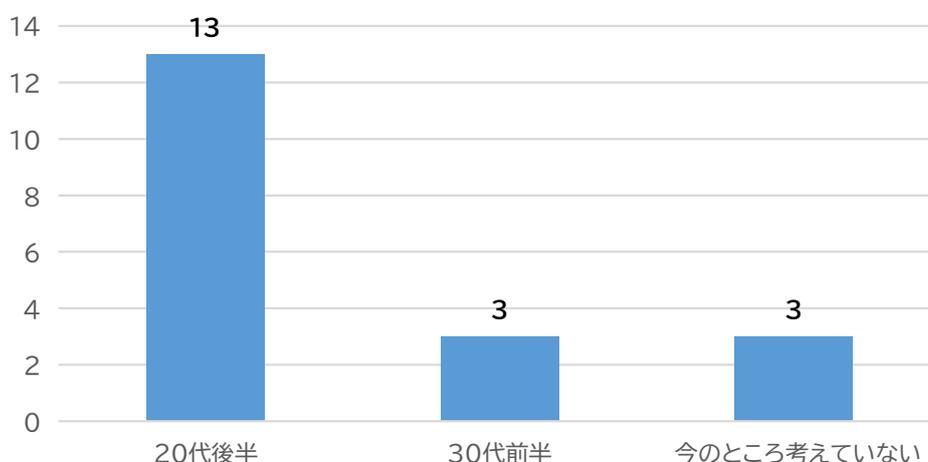
調査概要

調査方法	学生に市の施策などに関する講義を行い、その後、以下の手法で意見聴取を行った。 ①杏林大学生との対面による意見聴取 ②授業を活用した紙ベース、インターネットフォームのアンケート
調査期間	令和5年6月～11月(対面聴取は令和5年11月8日(水)に実施)
対象者	杏林大学の2つのゼミナールに所属する学生
有効回収数	21件 (対面による意見聴取は13人の参加)

結果の概要

理想の出産時期について

「20代後半」が最も多く、次に「30代前半」「今のところ考えていない」が多くなっています。



居場所について

「アルバイト先」「祖父母の家」が最も多く、次に「友達の家」「児童館」が多くなっています。

① アルバイト先 4件
祖父母の家

② 友達の家 3件
児童館

その他の意見

恋人と一緒にいるとき、恋人の家、インターネット、図書館、本屋、CDショップ など

“
自分が中高生の時は区民センターに通っていたが、その時は体育館が併設されていて、バスケットボールなどができました。
”

“
現在、子ども食堂にボランティアで通っています。学童クラブのようになっており、食事も提供している場所です。そこで大切なのは、「誰かがいること」「さみしくない」ことだと思います。
”

■ 幼稚園・保育園等を利用する保護者アンケート

本計画を策定するにあたり、出産、子育てに関する実態を把握するため、令和6年1月～2月にかけてアンケートを実施しました。

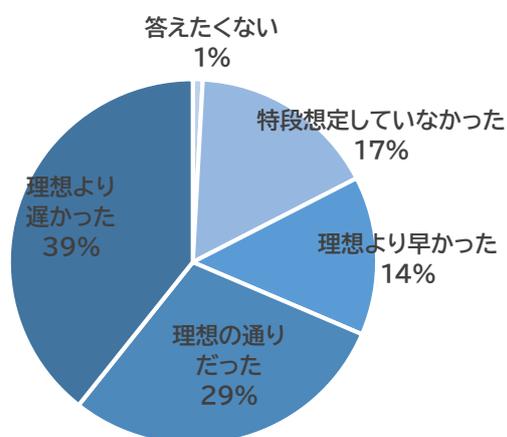
調査概要

調査方法	インターネットフォームを使用したWebアンケート
調査期間	令和6年1月29日(月)～2月26日(月) ※29日間
対象者	羽村市内の幼稚園・保育園等を利用する保護者
有効回収数	364件

結果の概要

🍂 出産の時期と理想の時期とのギャップの理由

出産の時期と理想の時期との関係は、「理想より遅かった」が39%で最も多く、次に「理想の通りだった」が29%という結果になりました。



理想より早い理由

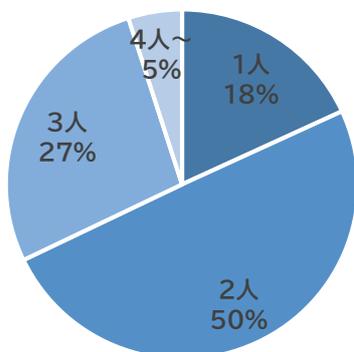
早く子供ができたから	60.0%
結婚の時期が理想より早かったから	15.4%
2, 3人目の子供が欲しいから	7.7%

理想より遅い理由

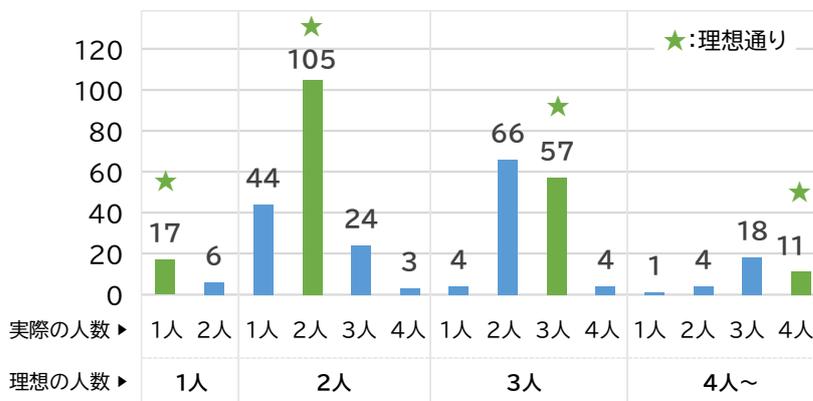
欲しいけれどできなかったから	35.1%
結婚の時期が理想より遅かったから	30.4%
自分または相手の仕事の事情	12.6%

🍁 お子さんについて

予定しているお子さんの人数は「2人」が50%で最も多く、次に「3人」が27%という結果になりました。



実際の人数と理想の人数の関係性



理想より多くお子さんを持った理由

理想の人数以上の子供ができたから	41.1%
子供を産み育てることに楽しみなどを感じたから	25.0%
子育てや教育に関する経費に目途が立ったから	5.4%
家などの環境が整っているから	5.4%
自分の仕事などに影響がないと感じたから	5.4%
家事・子育てに十分な協力が得られるから	5.4%

理想の人数より少ない理由

子育てや教育にお金がかかりすぎるから	31.8%
欲しいけれどできないから	10.5%
出産・育児の心理的・肉体的な負担に耐えられないから	10.5%

小学生・中学生へのアンケート

本計画を策定するにあたり、小学生・中学生世代の居場所等に関する実態やニーズを把握するために、令和6年6月～7月にかけて調査を実施しました。

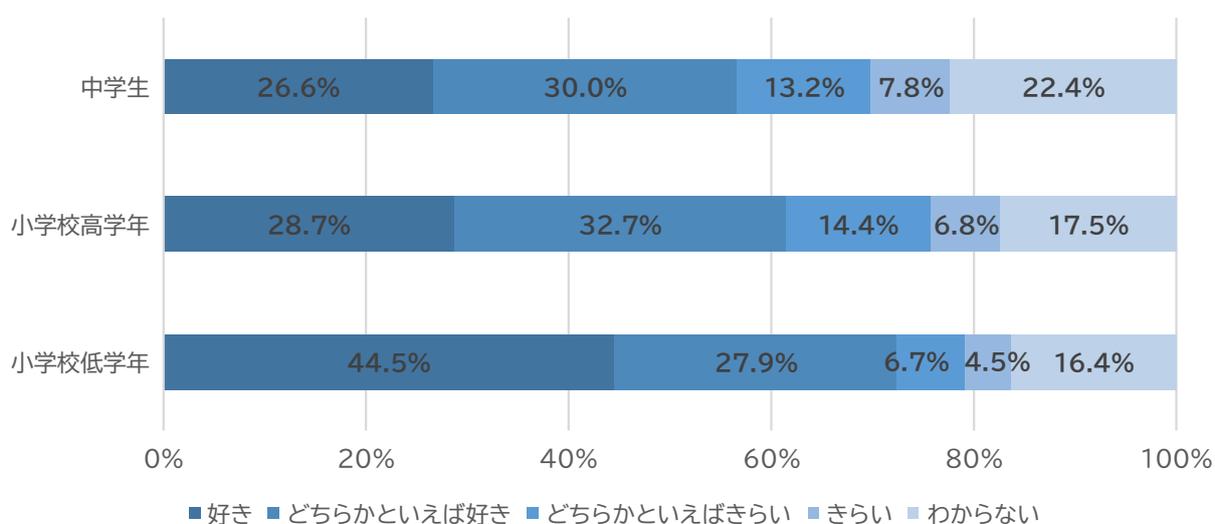
調査概要

調査方法	小学校1～3年生 アンケート用紙に記入して回答する。		
	小学校4～6年生及び中学生 アンケート用紙または一人一台の端末を活用したwebフォームから回答する。		
調査期間	令和6年6月～7月		
対象者	市内小学生	市内中学生	合計
配布数	2,464	1,352	3,816
有効回収数	2,301	1,224	3,525
有効回収率	93.4%	90.5%	92.4%

結果の概要

今の自分が好きかどうかについて

今の自分が好きかどうかについて、「好き」、「まあまあ好き」を合わせた割合は中学生で56.6%、小学校高学年で61.4%、小学校低学年で72.4%という結果になりました。





第三章

計画の目指すもの



目指す社会

ともに はぐくみ ともに そだつ

こども まんなか はむら

“Growing Together”

「ともに はぐくみ、ともに そだつ」という言葉には、保護者だけでなく、全ての大人・地域が支え合い、一緒になって子供を育むこと、そして、その取組によって、保護者、大人、地域も育まれ、成長していくという願いを込めています。

また、「はぐくみ」には、「羽ぐくみ」という言葉を重ねており、多摩川周辺などの自然環境に恵まれた羽村市全体で、子供たちを優しく包み込み、健やかな成長を育んでいくこと、子供自身が活躍し、地域の担い手として貢献していくこと、更に、自身の将来に向けて、大きく羽ばたいていくという願いも込めています。

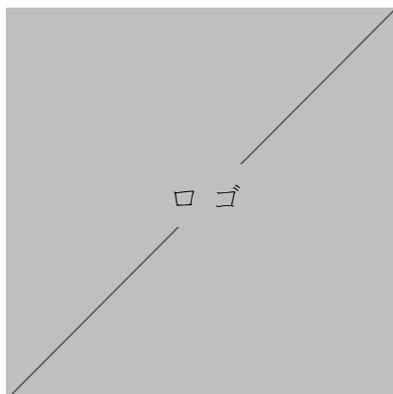
そして、みんなで力を合わせて、こうした未来を形作っていく強いメッセージを「こどもまんなか はむら」で表し、実現に向けて力強く歩んでいく姿勢を示しています。

羽村市の全ての子供が、
日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、
生涯にわたる人格形成の基礎を築き、
自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、
心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、
ひとしくその権利の擁護が図られ、
身体的・精神的・社会的に将来にわたって
幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会をめざします。



「こどもまんなかはむら」 ロゴ

「こどもまんなか社会」の機運醸成のため、ロゴを市民の投票により決定しました。ロゴは自由に使用することが可能です。



ロゴのコンセプト

□ □ □ □

ロゴのコンセプトが入ります。

ロゴの利用

羽村市の広報物・SNSなどの様々な媒体での情報発信に幅広く活用していきます。「こどもまんなか」に取り組む事業者等が、取組を発信する際などに、本ロゴマークをご利用いただけます。

ロゴの決定方法

令和〇年〇月に実施した、市民投票で決定しました。投票には〇件の応募がありました。

● 実現を目指す「13の社会」を表したカード

「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」の例として、子供を対象とした9つの社会と20代、30代を対象とした4つの社会が挙げられています。本計画では、これらの13の社会を子供に分かりやすく表現するため、カード(通称:「はむらこどもまんなカード」)で表します。

羽村市は、これらの社会の実現に向けた施策を推進することで、「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

●カードNo.1「心身の成長」

はむらこどもまんなカード 01



心身の成長

心身共に健やかに成長できる社会

HAMURA Children-Centered Card

Cardtype

13の社会 society13 子供

●カードNo.2「幸福な生活」

はむらこどもまんなカード 02



幸福な生活

個性や多様性が尊重され、尊厳が重んじられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じることができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる社会

HAMURA Children-Centered Card

Cardtype

13の社会 society13 子供

●カードNo.3「生き抜く力」

はむらこどもまんなカード 03



生き抜く力

様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる社会

HAMURA Children-Centered Card

Cardtype

13の社会 society13 子供

●カードNo.4「将来を切り開く」

はむらこどもまんなカード 04



未来を切り開く

夢や希望をかなえるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる社会

HAMURA Children-Centered Card

Cardtype

13の社会 society13 子供

●カードNo.5「可能性を広げる」

はむらこどもまんなカード 05



可能性を広げる

固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる社会

HAMURA Children-Centered Card

Cardtype

13の社会 society13 子供

●カードNo.6「社会に参画」

はむらこどもまんなカード 06



社会に参画

自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる社会

HAMURA Children-Centered Card

Cardtype

13の社会 society13 子供

●カードNo.7「乗り越える」

はむらこどもまんなカード 07



乗り越える

不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲の大人や社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる社会

HAMURA Children-Centered Card

Cardtype

13の社会 society13 子供

●カードNo.8「安全・安心」

はむらこどもまんなカード 08



安全・安心

虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪、事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる社会

HAMURA Children-Centered Card

Cardtype

13の社会 society13 子供

●カードNo.9「希望を持つ」

はむらこどもまんなカード 09



希望を持つ

働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる社会

HAMURA Children-Centered Card

Cardtype

13の社会 society13 子供

●カードNo.10「将来を見通す」

はむらこどもまんなカード 10



将来を見通す

自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる社会

HAMURA Children-Centered Card

Cardtype

13の社会 society13 20代・30代

●カードNo.11「社会で活躍」

はむらこどもまんなカード 11



社会で活躍

希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる社会

HAMURA Children-Centered Card

Cardtype

13の社会 society13 20代・30代

●カードNo.12「こどもと生活」

はむらこどもまんなカード 12



こどもと生活

それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる社会

HAMURA Children-Centered Card

Cardtype

13の社会 society13 20代・30代

●カードNo.13「喜びを実感」

はむらこどもまんなカード 13



喜びを実感

社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる、そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる社会

HAMURA Children-Centered Card

Cardtype

13の社会 society13 20代・30代

2 | 基本目標

本計画では「ともに はぐくみ、ともに そだつ こどもまんなか はむら」を実現するため、様々な施策を推進していきます。そのために、以下の5つの基本目標を掲げます。

target 01 ■ 基本目標 I

全ての子供の人格・個性が尊重され、権利が保障されるまち

target 02 ■ 基本目標 II

全ての子供が適切に養育され、切れ目なく健やかに成長できるまち

target 03 ■ 基本目標 III

全ての子供が幸せに成長できる家庭や環境があるまち

target 04 ■ 基本目標 IV

全ての子供が意見を表明し、参画できるまち

target 05 ■ 基本目標 V

家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるまち

3 | 計画の体系

計画の体系

計画の体系として、5つの基本目標を達成するため、19の「施策」、55の「主な取組」を掲げています。また、計画の体系を示すとともに、各目標や施策、主な取組に該当・関連するライフステージを一覧表にしています。ライフステージは、「こども大綱」を参考としています。

👉 ライフステージについて

「こども大綱」では、ライフステージを「こどもの誕生前から幼児期まで」、「学童期・思春期」、「青年期」の3段階に分けています。それに加えて「子育て当事者」への支援について書かれています。

そのため、本計画では、ライフステージを4段階に分けて施策を推進していきます。

「こども大綱」に示されているライフステージごとの詳細は以下のとおりです。

※以下、「こども大綱」より引用して記述しています。

こどもの誕生前から幼児期

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期であるとともに、この時期への社会的投資が次代の社会の在り方を大きく左右するため、社会全体にとっても極めて重要な時期である。

また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園[○]への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様である。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「こどもの育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要である。乳児期におけるしっかりとした愛着形成[○]を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人一人のこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるようにしなければならない。

学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期である。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付ける。学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要である。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティ^①を形成していく時期である。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもある。思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されないよう支えていくことが望まれる。



青年期

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期である。また、人生における様々なライフイベントが重なる時期である。自らの価値観や生き方を確立しようとするが、同時に、社会的な役割や責任に対する不安なども感じることもある。

青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や若者に対する相談支援が求められる。

子育て当事者

核家族^②化の進展や地域のつながりの希薄化など、家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にある。また、少子化が進行する中で、こども・若者にとって、乳幼児と触れ合う機会が減少しているとの指摘もある。

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要である。

■ 計画の体系（一覧）

各基本目標に記載したライフステージは、46ページ、47ページに記載した区分がどの施策、取組に当てはまるかを表しています。

ライフステージの記載方法

- 幼児 ▶ こどもの誕生前から幼児期
- 学童 ▶ 学童期・思春期
- 青年 ▶ 青年期
- 子育て ▶ 子育て当事者

target01

基本目標Ⅰ 全ての子供の人格・個性が尊重され、権利が保障されるまち

施策	主な取組	ライフステージ			
		幼児	学童	青年	子育て
施策1 子供の権利の尊重	主な取組1 啓発事業等の実施	■	■	■	■
	主な取組2 児童虐待等の防止	■	■	■	■
	主な取組3 養育に支援が必要な家庭、子供の早期発見・支援	■	■	■	■
施策2 子供の発達支援体制の充実	主な取組1 発達障害の早期発見・支援	■	■	■	■
	主な取組2 発達に関する相談・支援	■	■	■	■
	主な取組3 発達障害に関する啓発事業・研修	■	■	■	■
	主な取組4 発達支援体制の強化	■	■	■	■
施策3 障害のある子供への支援の充実	主な取組1 障害のある子供に対する手当等の支給	■	■	■	■
	主な取組2 障害のある子供に対する保育の実施	■	■	■	■
	主な取組3 障害のある子供に対するサービス等の充実	■	■	■	■
	主な取組4 支援体制の充実	■	■	■	■
施策4 社会的自立に困難を有する子供やその家庭への支援の充実	主な取組1 相談・支援体制の整備	■	■	■	■
	主な取組2 学校教育における支援の充実	■	■	■	■
	主な取組3 ヤングケアラーへの支援の充実	■	■	■	■
	主な取組4 子供の貧困などに対する支援	■	■	■	■
施策5 小・中学校におけるいじめの防止・不登校への支援	主な取組1 いじめの未然防止や早期発見・早期対応と不登校への支援	■	■	■	■

target02

基本目標Ⅱ 全ての子供が適切に養育され、切れ目なく健やかに成長できるまち

施策	主な取組	ライフステージ			
		幼児	学童	青年	子育て
施策1 妊娠・出産・子育てに関する支援の充実	主な取組1 妊娠期における支援	■	■	■	■
	主な取組2 出産後の母子に対する支援	■	■	■	■
	主な取組3 特別な支援が必要な子供・家庭に対する支援	■	■	■	■
施策2 子育て家庭を地域等で支える仕組みの充実	主な取組1 子育て支援体制の構築	■	■	■	■
	主な取組2 子育て当事者のネットワークづくりとその活用推進	■	■	■	■
	主な取組3 子育て支援の充実	■	■	■	■
施策3 就学前の子供の教育・保育に対する支援の充実	主な取組1 教育・保育の提供体制の確保	■	■	■	■
	主な取組2 多様なニーズに応じた保育サービスの実施	■	■	■	■
	主な取組3 在宅未就園児に対する支援	■	■	■	■
施策4 就学期への移行支援と子供の豊かな心の育成	主な取組1 乳幼児期から就学期への移行支援	■	■	■	■
	主な取組2 特色ある学校教育の充実	■	■	■	■
	主な取組3 多様なニーズに応じた教育活動の推進	■	■	■	■

target03

基本目標Ⅲ 全ての子供が幸せに成長できる家庭や環境があるまち

施策	主な取組	ライフステージ			
		幼児	学童	青年	子育て
施策1 子供と保護者の健康の確保・増進	主な取組1 食事・食育に関する学び・体験の提供 主な取組2 スポーツや運動などによる健康な体作りの推進 主な取組3 保健・医療機関との連携	■	■	■	■
施策2 子育て力の向上	主な取組1 子育てに関する学習・交流機会の充実 主な取組2 相談事業の実施 主な取組3 子育てに関する知識・情報提供の実施	■	■	■	■
施策3 地域で育む子供の健全な育成	主な取組1 体験活動や読書活動の提供 主な取組2 子供に関する関係機関・関係団体との連携 主な取組3 コミュニティ・スクールの推進		■	■	■
施策4 居場所づくり	主な取組1 居場所の提供と充実	■	■	■	■

target04

基本目標Ⅳ 全ての子供が意見を表明し、参画できるまち

施策	主な取組	ライフステージ			
		幼児	学童	青年	子育て
施策1 子供の社会参画・意見表明機会の充実	主な取組1 社会参画・意見表明しやすい環境づくり 主な取組2 関係機関・民間団体等との連携の強化	■	■	■	■

target05

基本目標Ⅴ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるまち

施策	主な取組	ライフステージ			
		幼児	学童	青年	子育て
施策1 子育ての経済的負担の軽減	主な取組1 妊娠・出産・子育てに関する支援 主な取組2 就学前児童に対する支援 主な取組3 就学児童に対する支援	■	■	■	■
施策2 ひとり親家庭の自立支援の推進	主な取組1 ひとり親家庭に対する相談・情報提供 主な取組2 自立に向けた就労支援 主な取組3 適切な養育のための生活支援 主な取組4 自立のための経済的支援	■	■	■	■
施策3 安心して外出できる環境の整備	主な取組1 安心して外出できる環境づくり 主な取組2 子供が利用する施設等の計画的な維持管理・更新 主な取組3 安心して過ごせる防災体制の構築	■	■	■	■
施策4 子育てと仕事の両立支援	主な取組1 共育での推進 主な取組2 仕事と子育てを両立する働き方の支援 主な取組3 希望の暮らしを叶えるための環境づくり				■
施策5 子供を中心とした社会の実現	主な取組1 子育てに関するサービスの向上 主な取組2 若者世代への意識啓発・子供を中心とした社会の機運醸成	■	■	■	■

